

成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
[印]	アモ 修羅	[印]	[印]

本件のみ回答にて

法務省矯成第 1919号
平成 30 年 7 月 23 日

正法
弁護士会長 殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（平成 30 年 6 月 6 日付け）
については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留	簡易書留	速達	特定記録	レターパック	確認
料金受取人払		切手	円分使用		
起案者発送	7月23日				

〒100-8977
千代田区霞が関1-1-1

法務省 矯正局 成人矯正課 御中

平成30年6月6日

電話 [REDACTED]
弁護士会 [REDACTED]
会長 [REDACTED]
(担当事務 [REDACTED])

回答ご依頼

本会は、本会所属の後記会員からの照会申出を適当と認めますので、弁護士法23条の2に基づく照会をいたします。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、別紙照会事項について、なるべく速やかに本会宛にご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、ご面倒をおかけしますが、個人情報保護の観点から、ご回答の際は簡易書留でご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご回答につき、費用(コピーデザ等)を要するときは、ご回答書とともにご請求ください。

※回答に1カ月以上要する場合、費用が1万円以上かかる場合は、事前に当会担当事務にご連絡ください。

※照会事項についてのお問合せは、下記申出会員にご連絡ください。

その他のお問合せは、当会担当事務にご連絡ください。

《申出会員》 弁護士 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

《ご参考》

弁護士法23条の2

- 1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。
- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

なお、弁護士会照会の公共性に鑑み、照会先には、原則として回答・報告義務があるとされています（大阪高裁H19.1.30判決、東京高裁H22.9.29判決等）。

また、個人情報保護との関係では、監督官庁が作成した各種ガイドライン等で、法務省個人情報保護法が例外と定める「法令に基づく場合」に、弁護士会照会が該当す矯正局と明示されており、本人の同意なく回答することが認められています。

30.6.8

第925号

【受任事件の表示】

依頼者

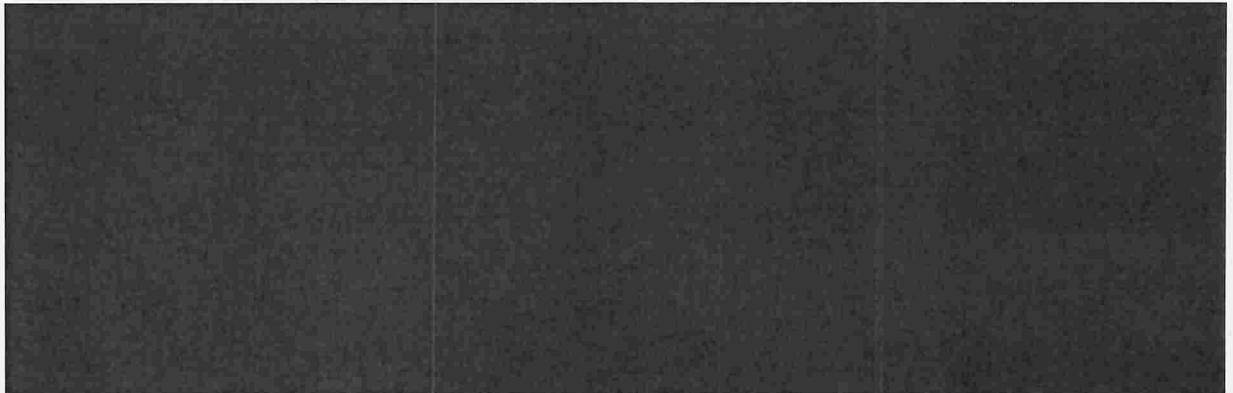
相手方

事件名

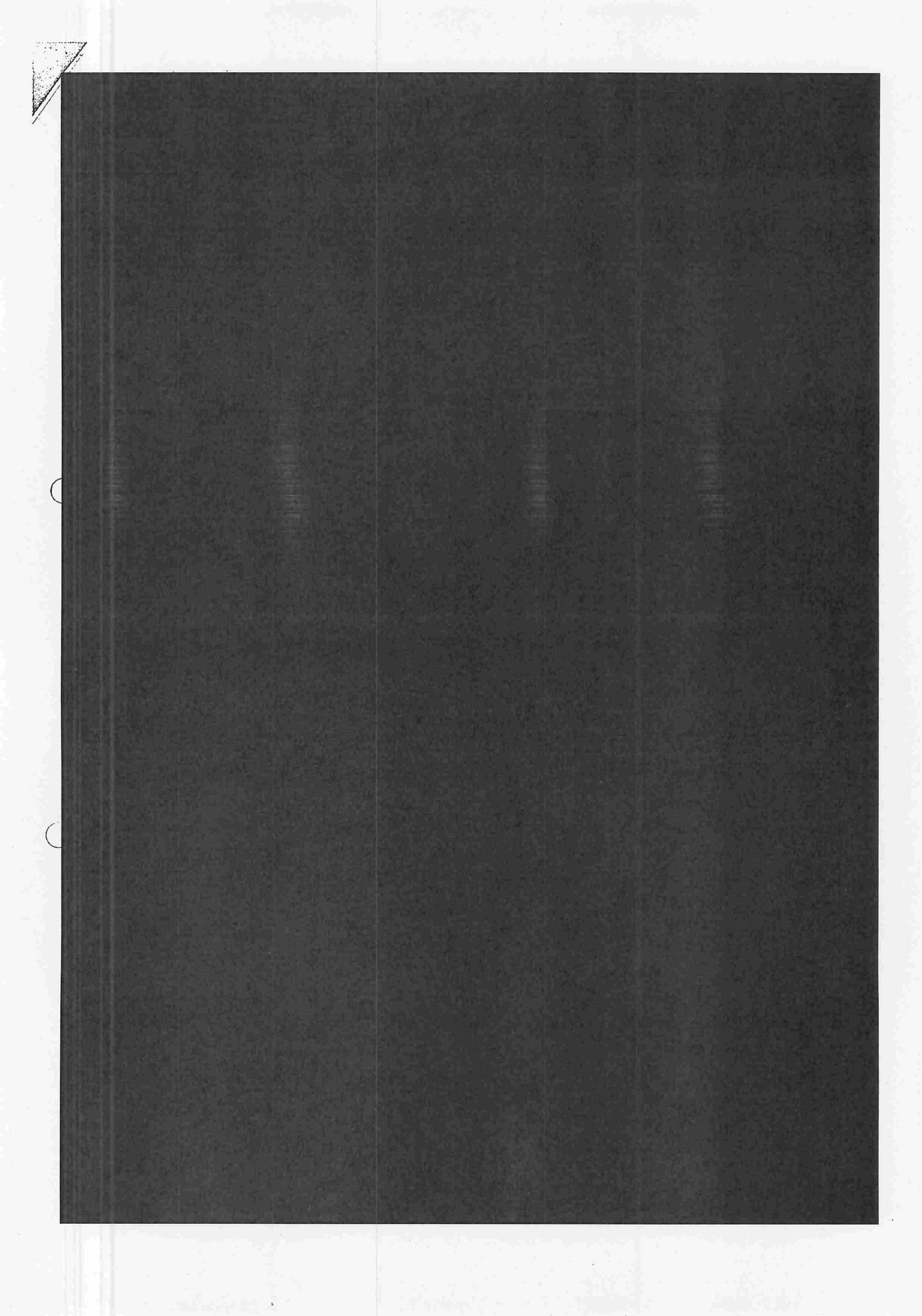
【照会事項】

釈放予定期限をご教示下さい。未定の場合にはその旨ご教示下さい。

【照会を求める理由】



以上



成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
[Redacted]	子宮	スコト	久川

法務省矯成第1962号

平成30年7月27日

書類(の)回答にて

殿

法務省矯正局成人矯正課長

○ 照会について

標記（平成30年6月8日付け [Redacted]）については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留	簡易書留	速達	特定記録	レターパック	[Redacted]
料金受取人払	切手	84円分使用			
起案者発送	7月27日				

平成30年 6月 8日

法務省 矯正局 成人矯正課長 様

[REDACTED] の犯罪人名簿登録内容の調査について（照会）

下記の者について、[REDACTED] のため必要です
ので、[REDACTED] の規定に基づき、別紙により回答願います。

対象者

1. 本 籍
住 所
氏 名
生 年 月 日

[REDACTED]
[REDACTED] (担当)
TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]



平成 年 月 日

法務省矯正局成人矯正課長

[REDACTED] の犯罪人名簿登録内容の調査について（回答）

平成30年6月8日付で照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

対象者

1. 本籍

住所

氏名

生年月日

[REDACTED]

該当あり 該当なし (該当ありの場合は下記登録内容についてご回答ください)

登録内容 (資料等の写しにより回答いただいても差し支えありません)

1. 裁判言渡し年月日及び確定年月日

言渡し 年 月 日 確定 年 月 日

2. 裁判所名 _____ 裁判所 _____ 3. 罪名 _____

4. 刑名・刑期・金額 _____

5. 備考 _____

【ご回答者様連絡先】

成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
[印]	丸宗	丸	丸

法務省矯正局
平成30年8月13日

法務省矯正局
平成30年8月13日

殿

法務省矯正局成人矯正課長

○ 照会について

標記(平成30年7月2日付け [REDACTED])については、
本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
料金受取人払 切手 円分使用	[REDACTED]
起案者発送 8月14日	[REDACTED]

平成30年 7月 2日

法務省
矯正局成人矯正課長 殿

受刑者の所在等について（照会）

の施行上必要があるため、下記の者にかかる各事項について、照会致します。

記

1 被照会者

氏 名

生年月日

本籍地

2 照会理由

3 照会事項

- (1) 現在の所在地（刑務所等の名称・所在地）
- (2) 逮捕日時
- (3) 逮捕・送検を行った警察署
- (4) 罪名
- (5) 刑期



成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等	
[印]	久	久	久	平成の(印) 回答(印)

法務省矯正第2126号

平成30年8月13日

正法
会長 殿

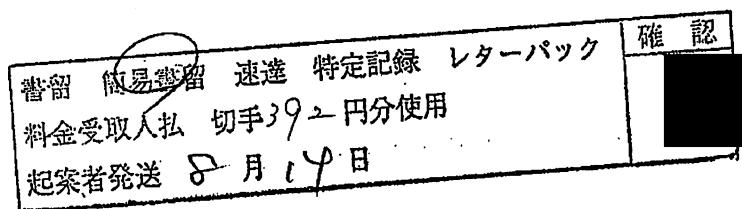
法務省矯正局成人矯正課長

○

照会について

標記（平成30年7月17日付け [REDACTED] に
ついては、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願
います。

○



平成30年7月17日

法務省矯正局
成人矯正課 御中

弁護士会

会長

弁護士法第23条の2による照会書

当会所属弁護士 [REDACTED] より弁護士法第23条の2第1項に基づき照会依頼の申出がありました。

当会は、この申出の審査をし、必要性、相当性があると判断したうえで、同条第2項に基づき照会致しますので、誠にお手数ですが、速やかにご回答下さいようお願い申し上げます。

(弁護士法抜粋)

第23条の2

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるなどを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2. 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(お願い)

ご回答の際は、同封いたしました回答用紙と返送用封筒をご使用下さい。

また、ご回答に費用（コピー料金・追加郵券等）を要した場合は、請求書を添付して下さい。後日、銀行振込にてお支払いさせていただきます。

ただし、費用が一万円を超える場合は、事前にご連絡をいただきたくお願い致します。

※なお、この照会は、個人情報の第三者提供制限の例外規定である個人情報の保護に関する法律第23条1項1号や行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項に規定する「法令に基づく場合」に該当するものです。

弁護士会 23条の2照会 TEL [REDACTED]



受任事件及び照会を求める理由

1. 受任事件

(1) 受任事件の表示

裁判所係属の場合

裁判所

支部・平成

年()

号

裁判所未係属の場合

(2) 当事者の表示 (カッコ内は原被告等の立場)

依頼者名

()

相手方名

2. 照会を求める理由 以下のとおり

(照会事項と要証事実との関連及び照会の必要性を具体的かつ簡潔に記載して下さい。)

〈添付書類〉

照会を求める事項

氏 名 :

住居（住民票上の住所）:

本 籍 :

生年月日 :

性 別 :

記

上記の者が釈放される際に申告した帰住先ないし貴所が把握されている帰住
先を御回答ください。

企画官	補佐官等	事務官等
又吉	又一	又二

本書のとおり、回答したい。

法務省矯成第 2310 号

平成 30 年 8 月 5 日

9

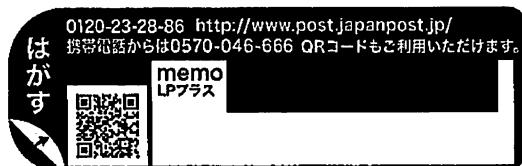
弁護士会長 殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（平成 30 年 8 月 2 日付け [REDACTED]）については、
本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確 認
料金受取人払 切手 円分使用	[REDACTED]
起案者発送 9 月 5 日	[REDACTED]



法務省矯正局成人矯正課 御中

平成30年8月2日

弁護士会

会長

照会書

後記本会所属弁護士から、下記のとおり、弁護士法23条の2第1項に基づく照会の申出がありました。本会は、この申出を適当であると認めましたので、同条2項に基づき照会申しあげます。つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、至急ご回答くださるようお願ひいたします。

1. 受任事件

当事者	
委嘱関係	
事件名等	

2. 申出の理由 別紙「申出の理由」記載のとおり

3. 照会事項 別紙「照会事項」記載のとおり

申出弁護士

氏名 (フリガナ)	
弁護士法人の名称 (弁護士法人からの申出の場合)	
電話番号	

※本件照会及び回答の手続についてのお問い合わせは、本会23条照会係(電話: [REDACTED])までお願いいたします。照会内容についてのご不明な点は、上記申出(担当)弁護士までお問い合わせいただいても結構です。

(参考) 弁護士法23条の2

1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるなどを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。



2 申出の理由

3 照会事項

(1) 次の者が仮釈放後に申出した同人の帰住先をご教示ください

氏 名 :

服役前の住所 :

事件番号 :

判決宣告日 :

判決言渡裁判所 :

正 四 官	補 佐 官 等	事 務 官 等
如官 出さん	如	

本署のとおり、回答いたい。

法務省矯成第2382号

平成30年9月11日



法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記(平成30年7月31日付け)については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留	簡易書留	速達	特定記録	レターパック	確認
料金受取人払 切手362円分使用					
起案者発送 9月13日					

平成30年 7月31日

法務省 矯正局 殿
成人矯正課 御中

弁護士会会長

報 告 ご 依 頼

本会は、本会所属会員 [REDACTED] の弁護士法第23条の2に基づく照会申出を適當と認め、別紙のとおりご照会申し上げます。

ご繁用中恐縮ですが、別紙照会事項について、なるべく速やかに、ご報告下さいますようお願い申し上げます。

なお、返信用郵券同封いたしましたが、ご回答に特別の費用を要する場合はご連絡下さい。

参考条文

弁護士法第23条の2（報告の請求）

1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるなどを申し出ることができる。

申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適當でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。



平成 30 年 7 月 30 日

弁護士会
会長 殿

弁護士

電話

FAX

照会申出書

下記のとおり弁護士法 23 条の 2 項に基づき照会申出する。

記

当事者

住所 :

本籍 :

生年月日 :

事件番号 :

照会先

法務省 矯正局成人矯正課 課長

〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1

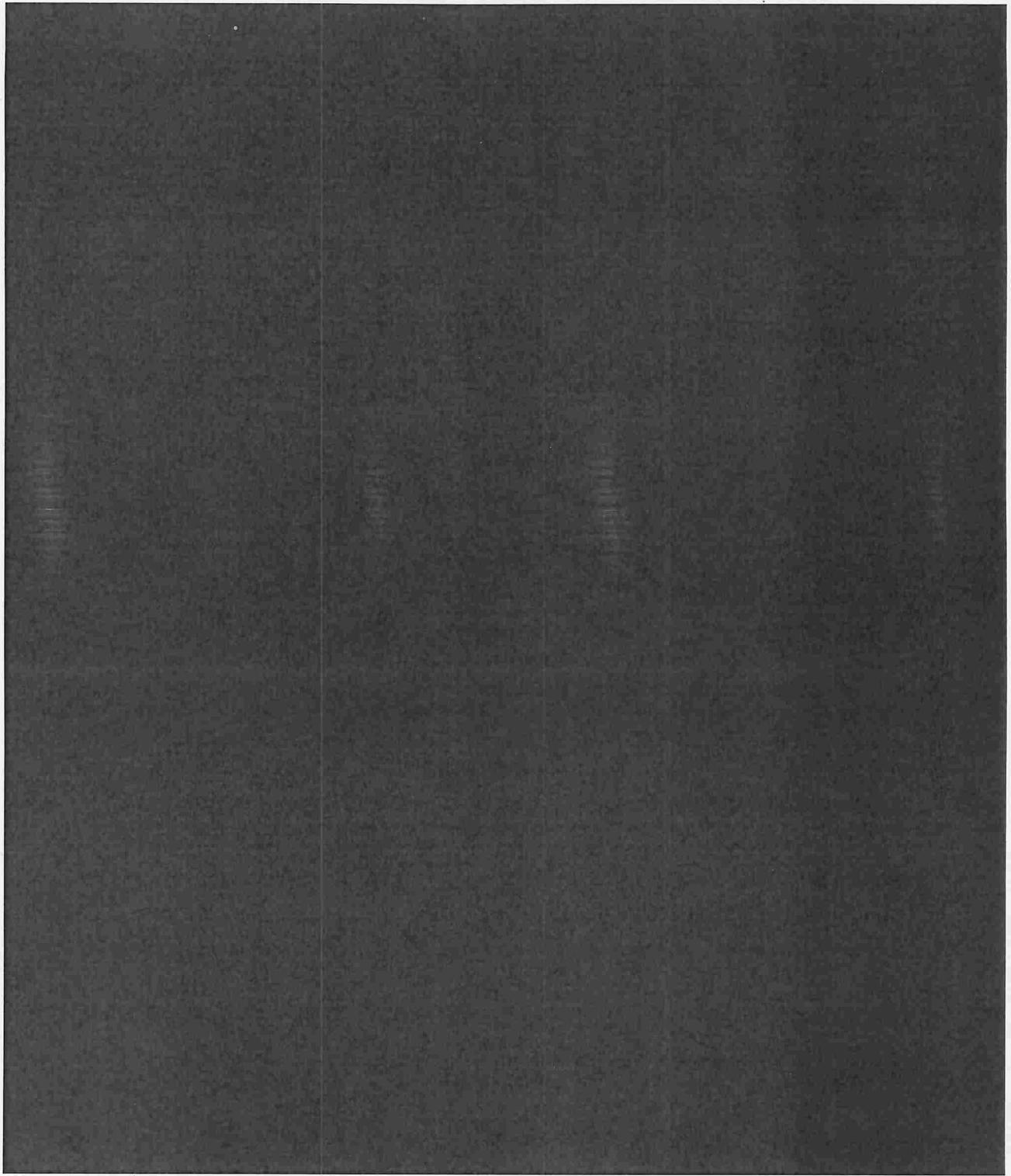
電話 03-3580-4111

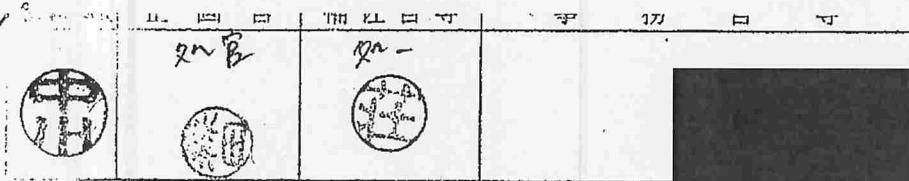
照会事項

1、 [] は、現在、刑務所に収容されていますか。

2、 収容されている場合、その刑務所名をご教示ください。

照会を求める理由





本書のみ回答下さい。

法務省矯成第2618号
平成30年10月12日

正法
弁護士会長 殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について。
標記（平成30年8月28日付け [REDACTED]）について
は、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック 確認
受取人払 切手 円分使用
発送 10月16日

平成30年8月28日

法務省矯正局成人矯正課 御中

電話番号

弁護士会

会長

弁護士法第23条の2に基づく照会

当会所属会員 [REDACTED] から弁護士法第23条の2第1項（弁護士法人については同法第30条の21により準用）に基づき照会の申出がありました。

つきましては、同条第2項に基づき照会いたしますので、誠にお手数ですが、別紙照会事項につき同封いたしました回答書並びに返信用封筒を御利用のうえ御回答ください。回答書は別途作成していただいても結構です。

回答の分量、大きさ等により返信用封筒の御利用が難しい場合や、本照会に関するお問い合わせ又はお申し出がございましたら、御面倒をお掛けしますが当会に御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、照会事項について御不明な点がございましたら本件申請人にお問合せください。

記

申請人

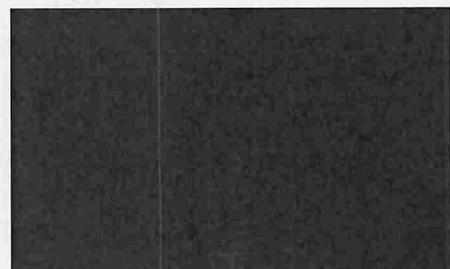
電話

FAX



受任事件の表示

1 依頼者名



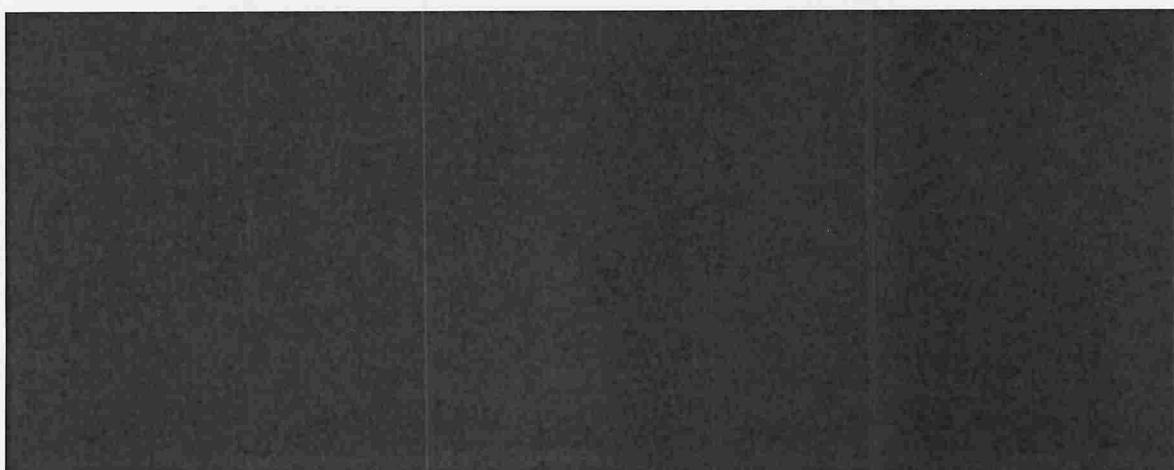
2 相手方名

3 事件名

4 事件における依頼者の立場(原告、被告その他)



照会を求める理由



照会事項

1. 下記の者が派出所する際に収容されていた刑務所名をご教示下さい。
2. 下記の者が刑務所を派出所する際に申告した同人の帰住先をご回答下さい。

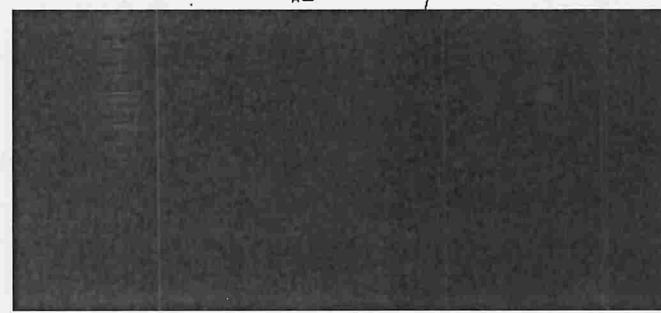
記

氏名

生年月日

本籍

住所



以上
回答不相当の場合に
確認する必要はない旨
起案者に指導済付



平成30年12月13日

成人矯正課長



企画官（処官）



補佐官（処1）



事務官等（処1）



起案



[REDACTED]からの照会書への対応について

標記について、[REDACTED]から受刑者の収容先についての照会書の送付があったところ、下記のとおり対応することとしたい。

記

1 依頼の要旨

[REDACTED]
の收

容施設の開示を求めるもの。

2 結論

本件照会書については返戻することとし、先方に対しては、別添のとおり、
口頭で説明したい。

理由は下記3のとおり

3 理由

(1) 被収容者の在所照会に対する回答については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）8条1項による法令に基づく照会である場合のほかは、同条2項3号に規定される他の行政機関等に保有個人情報（収容の有無、有の場合は施設名）を提供する

場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときに回答することとしている。

(2) 本件照会について、法令に基づく照会（同法8条1項）ではないことに加え、依頼者である [REDACTED] は、同条2項3号に規定する他の行政機関等（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人）には当たらないことから、回答に係る法的根拠がなく、回答することはできない。

(3) なお、本件照会書については、文書による回答を行う特段の必要性が認められないため、口頭での対応で足りると思料され、本件照会書等の照会文書については、返戻することとする。

(4) おつて、本件事務手続について、代理人を通じた照会（弁護士法23条の2）であれば、回答の余地はあるため、検討するよう伝えることとした
監督上の処分を行うことを弁護士に要す
ことは想定できないので不要。
件付

12/8 口頭回答

回覈用返信

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
金受取人払 切手 円分使用 料金後納	[REDACTED]
受取者発送 12月 19日	[REDACTED]

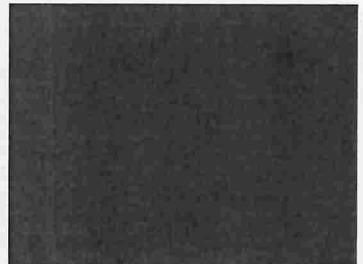
(別添)

平成30年10月9日付け及び同月16日付け文書をもって、受刑者の収容先について照会のあった件については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条1項に規定される法令に基づく照会ではないことのほか、御社は同条2項3号に規定する他の行政機関等（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人）にも当たらないことから、回答することはできない。

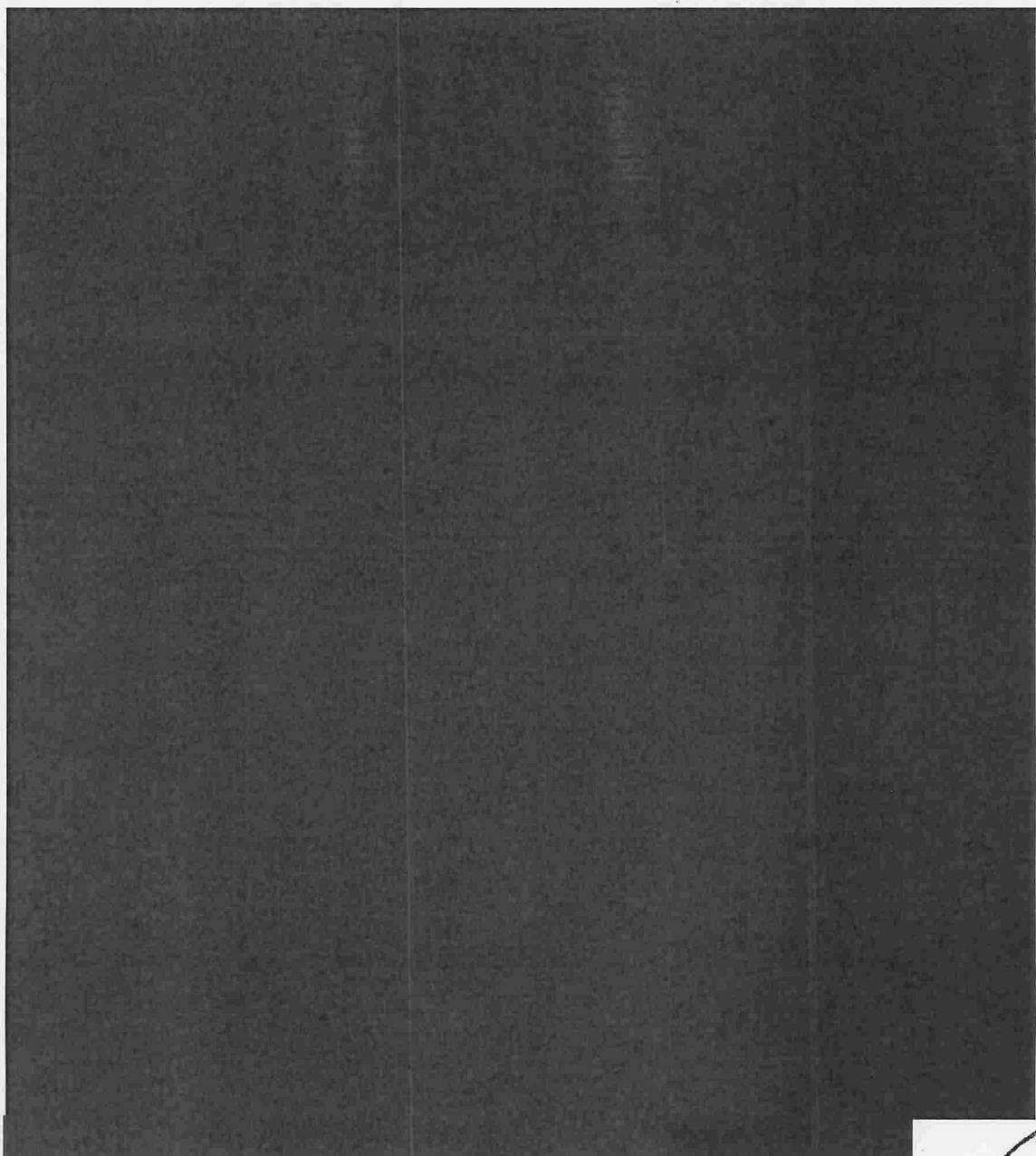
したがって、本件照会書等の文書については、返戻させていただくこととする。

~~なお、本件事務手続について、弁護士の先生に委任していただき、当該代理人を通じた照会（弁護士法23条の2）であれば、回答の余地はあるため、検討されたい。~~

法務省 矯正局 成人矯正課 御中



受刑者の収容先についてのご照会



記

1. 被照会者

氏 名 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

2. 照会事項

上記被照会者の収容先の刑務所等の名称、住所

12/6 TEL

3. 照会を求める理由

[REDACTED]

4. 本照会に関する連絡先※

担当 [REDACTED]

電話番号 :

F A X :

住 所 :

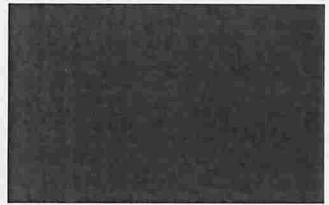
電話番号 :

F A X :

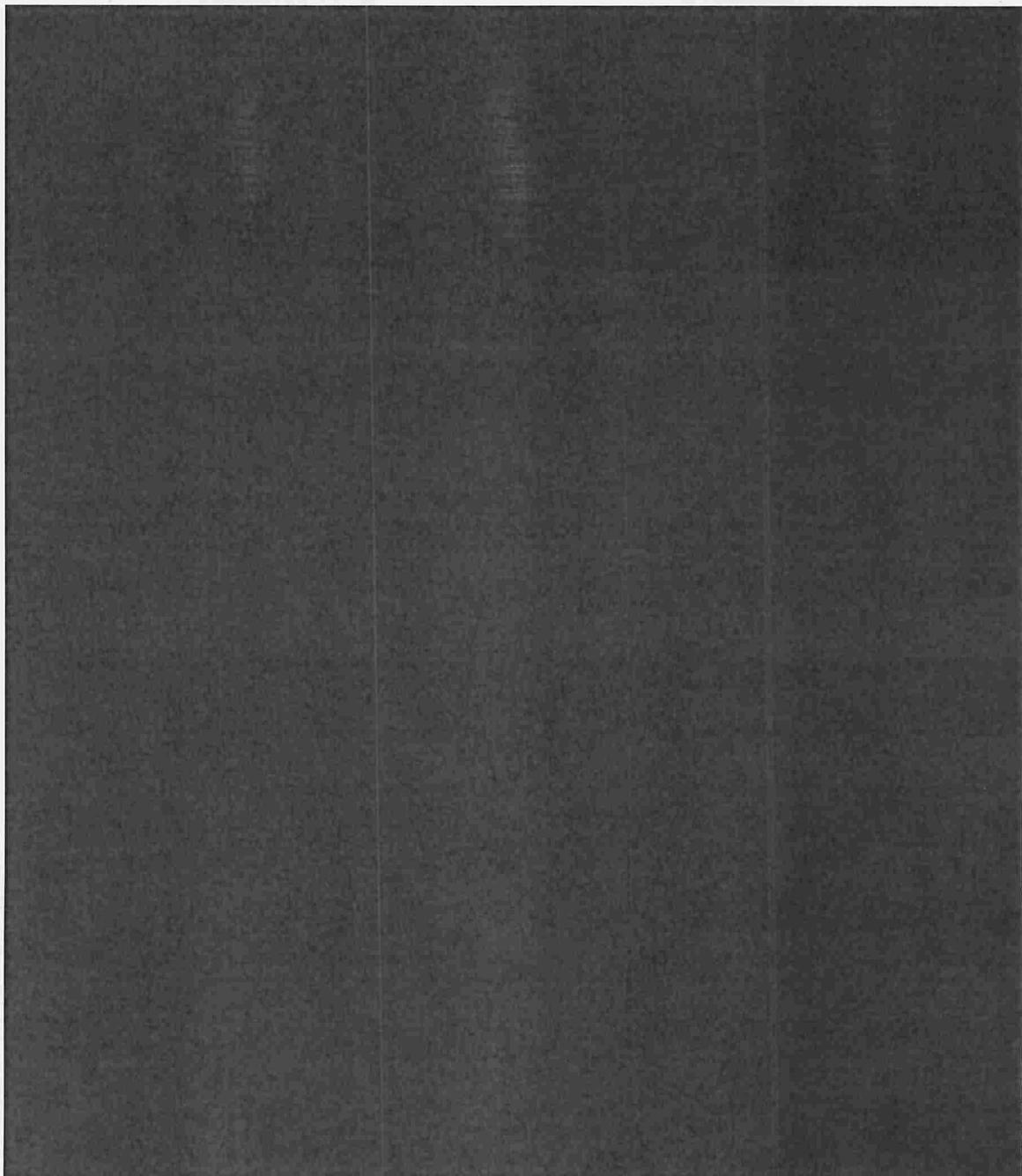
以 上

平成 30 年 10 月 16 日

法務省 矯正局 成人矯正課 御中



受刑者の収容先についてのご照会



記

1. 被照会者

氏 名 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

本 籍 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

2. 照会事項

上記被照会者の収容先の刑務所等の名称、住所

3. 照会を求める理由

4. 本照会に関する連絡先※

電話番号 : [REDACTED]

F A X : [REDACTED]

住 所 : [REDACTED]

電話番号 : [REDACTED]

F A X : [REDACTED]

以 上

独立行政法人一覧(平成30年4月1日現在)

内閣府所管3

○ 国立公文書館	法人番号3010005005428
北方領土問題対策協会	法人番号8010505001641
☆ 日本医療研究開発機構	法人番号9010005023796

消費者庁所管1

国民生活センター	法人番号4021005002918
----------	-------------------

総務省所管3

☆ 情報通信研究機構	法人番号7012405000492
○ 統計センター	法人番号7011105002089
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	法人番号8010405006889

外務省所管2

国際協力機構	法人番号9010005014408
国際交流基金	法人番号3011105003801

財務省所管3

酒類総合研究所	法人番号3240005003987
○ 造幣局	法人番号6120005008509
○ 国立印刷局	法人番号6010405003434

文部科学省所管22

国立特別支援教育総合研究所	法人番号4021005008147
大学入試センター	法人番号5013205000379
国立青少年教育振興機構	法人番号8011005001124
国立女性教育会館	法人番号1030005011641
国立科学博物館	法人番号4010505001182
★ 物質・材料研究機構	法人番号2050005005211
☆ 防災科学技術研究所	法人番号3050005005210
☆ 量子科学技術研究開発機構	法人番号8040005001619
国立美術館	法人番号8010005005424
国立文化財機構	法人番号3010505001183
教職員支援機構	法人番号8050005005214
☆ 科学技術振興機構	法人番号4030005012570
日本学術振興会	法人番号1010005006890
★ 理化学研究所	法人番号1030005007111
☆ 宇宙航空研究開発機構	法人番号9012405001241
日本スポーツ振興センター	法人番号5011105002256
日本芸術文化振興会	法人番号7010005006877
日本学生支援機構	法人番号7020005004962
☆ 海洋研究開発機構	法人番号7021005008268
国立高等専門学校機構	法人番号8010105000820
大学改革支援・学位授与機構	法人番号5012705001234
☆ 日本原子力研究開発機構	法人番号6050005002007

厚生労働省所管17

勤労者退職金共済機構	法人番号7013305001903
高齢・障害・求職者雇用支援機構	法人番号8040005016947
福祉医療機構	法人番号8010405003688
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	法人番号8070005002779
労働政策研究・研修機構	法人番号9011605001191
労働者健康安全機構	法人番号7020005008492
国立病院機構	法人番号1013205001281
医薬品医療機器総合機構	法人番号3010005007409

(注1) ○印の法人は、行政執行法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの)(7法人)

(注2) ☆印、★印の法人は、国立研究開発法人(27法人)

★印の法人は、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法

(平成28年法律第43号)に基づいて指定された法人(3法人)

(注3) 無印の法人は、中期目標管理法人(53法人)

(注4) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所

法人番号9120905002657
法人番号6040005003798

年金積立金管理運用独立行政法人
法人番号9010005010010

☆ 国立がん研究センター
法人番号6010005015219

☆ 国立循環器病研究センター
法人番号3120905003033

☆ 国立精神・神経医療研究センター
法人番号6012705001563

☆ 国立国際医療研究センター
法人番号8011105004456

☆ 国立成育医療研究センター
法人番号6010905002126

☆ 国立長寿医療研究センター
法人番号4180005012861

農林水産省所管9

○ 農林水産消費安全技術センター
法人番号5030005001226

家畜改良センター
法人番号8380005004744

☆ 農業・食品産業技術総合研究機構
法人番号7050005005207

☆ 国際農林水産業研究センター
法人番号7050005005215

☆ 森林研究・整備機構
法人番号4050005005317

☆ 水産研究・教育機構
法人番号1020005004051

農畜産業振興機構
法人番号4010405003583

農業者年金基金
法人番号1010405003686

農林漁業信用基金
法人番号5010005006887

経済産業省所管9

経済産業研究所
法人番号6010005005426

工業所有権情報・研修館
法人番号5010005005427

★ 産業技術総合研究所
法人番号7010005005425

○ 製品評価技術基盤機構
法人番号9011005001123

☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
法人番号2020005008480

日本貿易振興機構
法人番号2010405003693

情報処理推進機構
法人番号5010005007126

石油天然ガス・金属鉱物資源機構
法人番号4010405009573

中小企業基盤整備機構
法人番号2010405004147

国土交通省所管15

☆ 土木研究所
法人番号8050005005206

☆ 建築研究所
法人番号8050005005205

☆ 海上・港湾・航空技術研究所
法人番号5012405001732

海技教育機構
法人番号6080005003150

航空大字校
法人番号4350005001054

自動車技術総合機構
法人番号1011105001930

鉄道建設・運輸施設整備支援機構
法人番号4020005004767

国際観光振興機構
法人番号4010005006896

水资源機構
法人番号6030005001745

自動車事故対策機構
法人番号9010005006883

空港周辺整備機構
法人番号1020905003729

都市再生機構
法人番号1020005008090

奄美群島振興開発基金
法人番号5340005004841

日本高速道路保有・債務返済機構
法人番号3010405004914

住宅金融支援機構
法人番号2010005011502

環境省所管2

☆ 国立環境研究所
法人番号6050005005208

環境再生保全機構
法人番号8020005008491

防衛省所管1

○ 駐留軍等労働者労務管理機構
法人番号8010405009306

合計 87法人

地方独立行政法人の設立状況（平成30年4月1日現在）

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立年月日
都道府県	北海道	大学	北海道公立大学法人札幌医科大学	H19.4.1
		試験研究	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1
	青森県	大学	公立大学法人青森県立保健大学	H20.4.1
		試験研究	地方独立行政法人青森県産業技術センター	H21.4.1
	岩手県	大学	公立大学法人岩手県立大学	H17.4.1
		試験研究	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	H18.4.1
	宮城県	公営企業型	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1
		大学	公立大学法人宮城大学	H21.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1
	秋田県	大学	公立大学法人国際教養大学	H16.4.1
		大学	公立大学法人秋田県立大学	H18.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1
		社会福祉	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22.4.1
	山形県	大学	公立大学法人山形県立保健医療大学	H21.4.1
		大学	山形県公立大学法人	H21.4.1
	山形県・酒田市	公営企業型	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1
	福島県	大学	公立大学法人福島県立医科大学	H18.4.1
		大学	公立大学法人会津大学	H18.4.1
	栃木県	公営企業型	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	H28.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	H30.4.1
	群馬県	大学	群馬県公立大学法人	H30.4.1
	埼玉県	大学	公立大学法人埼玉県立大学	H22.4.1
	東京都	大学	公立大学法人首都大学東京	H17.4.1
		試験研究	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	H18.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1
	神奈川県	公営企業型	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1
		試験研究	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	H29.4.1
		大学	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	H30.4.1
	新潟県	大学	公立大学法人新潟県立大学	H21.4.1
		大学	公立大学法人新潟県立看護大学	H25.4.1
	富山県	大学	公立大学法人富山県立大学	H27.4.1
	石川県	大学	石川県公立大学法人	H23.4.1
	福井県	大学	公立大学法人福井県立大学	H19.4.1
	山梨県	大学	公立大学法人山梨県立大学	H22.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1
	長野県	公営企業型	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22.4.1
		大学	公立大学法人長野県立大学	H30.4.1
	岐阜県	大学	公立大学法人岐阜県立看護大学	H22.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立年月日
都道府県	静岡県	大学	静岡県公立大学法人	H19.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21.4.1
		大学	公立大学法人静岡文化芸術大学	H22.4.1
	愛知県	大学	愛知県公立大学法人	H19.4.1
	三重県	大学	公立大学法人三重県立看護大学	H21.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1
	滋賀県	大学	公立大学法人滋賀県立大学	H18.4.1
	京都府	大学	京都府公立大学法人	H20.4.1
	大阪府	大学	公立大学法人大阪府立大学	H17.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1
		試験研究	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	H24.4.1
大阪府・大阪市	試験研究	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	H29.4.1	
	試験研究	地方独立行政法人大阪産業技術研究所	H29.4.1	
兵庫県	大学	公立大学法人兵庫県立大学	H25.4.1	
	大学	公立大学法人奈良県立医科大学	H19.4.1	
奈良県	公営企業型	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1	
	大学	公立大学法人奈良県立大学	H27.4.1	
和歌山県	大学	公立大学法人和歌山県立医科大学	H18.4.1	
	鳥取県	試験研究	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	H19.4.1
鳥取県・鳥取市	大学	公立大学法人公立鳥取環境大学	H24.4.1	
	島根県	大学	公立大学法人島根県立大学	H19.4.1
岡山県	大学	公立大学法人岡山県立大学	H19.4.1	
	公営企業型	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1	
広島県	大学	公立大学法人県立広島大学	H19.4.1	
	大学	公立大学法人山口県立大学	H18.4.1	
山口県	試験研究	地方独立行政法人山口県産業技術センター	H21.4.1	
	公営企業型	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1	
	徳島県	公営企業型	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25.4.1
愛媛県	大学	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	H22.4.1	
	高知県	大学	高知県公立大学法人	H23.4.1
福岡県	大学	公立大学法人九州歯科大学	H18.4.1	
	大学	公立大学法人福岡女子大学	H18.4.1	
	大学	公立大学法人福岡県立大学	H18.4.1	
佐賀県	公営企業型	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1	
	長崎県	大学	長崎県公立大学法人	H17.4.1
熊本県	大学	公立大学法人熊本県立大学	H18.4.1	
	大分県	大学	公立大学法人大分県立看護科学大学	H18.4.1
		大学	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	H18.4.1
宮崎県	大学	公立大学法人宮崎県立看護大学	H29.4.1	
	札幌市	大学	公立大学法人札幌市立大学	H18.4.1
横浜市	大学	公立大学法人横浜市立大学	H17.4.1	
	静岡市	公営企業型	地方独立行政法人静岡市立静岡病院	H28.4.1
指定都市	名古屋市	大学	公立大学法人名古屋市立大学	H18.4.1

※

※

※

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立年月日	
指定都市	京都市	公営企業型	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1	
		大学	公立大学法人京都市立芸術大学	H24.4.1	
		試験研究	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	H26.4.1	
	大阪市	大学	公立大学法人大阪市立大学	H18.4.1	
		公営企業型	地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1	
	堺市	公営企業型	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1	
	神戸市	大学	公立大学法人神戸市外国語大学	H19.4.1	
		公営企業型	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21.4.1	
	岡山市	公営企業型	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1	
	広島市	大学	公立大学法人広島市立大学	H22.4.1	
		公営企業型	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1	
市区町村	北九州市	大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1	
	福岡市	公営企業型	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1	
	青森県	青森市	大学	公立大学法人青森公立大学	H21.4.1
	秋田県	大学	公立大学法人秋田公立美術大学	H25.4.1	
		公営企業型	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4.1	
	栃木県	小山市	公営企業型	地方独立行政法人新小山市民病院	H25.4.1
	群馬県	前橋市	大学	公立大学法人前橋工科大学	H25.4.1
		高崎市	大学	公立大学法人高崎経済大学	H23.4.1
	千葉県	東金市・九十九里町	公営企業型	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10.1
		旭市	公営企業型	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	H28.4.1
		山武市	公営企業型	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4.1
その他	新潟県	長岡市	大学	公立大学法人長岡造形大学	H26.4.1
	石川県	金沢市	大学	公立大学法人金沢美術工芸大学	H22.4.1
		小松市	大学	公立大学法人公立小松大学	H30.4.1
	福井県	敦賀市	大学	公立大学法人敦賀市立看護大学	H26.4.1
	山梨県	都留市	大学	公立大学法人都留文科大学	H21.4.1
	長野県	長野市	公営企業型	地方独立行政法人長野市民病院	H28.4.1
		上田市	大学	公立大学法人長野大学	H29.4.1
	三重県	桑名市	公営企業型	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	H21.10.1
	滋賀県	大津市	公営企業型	地方独立行政法人市立大津市民病院	H29.4.1
	京都府	福知山市	大学	公立大学法人福知山公立大学	H28.4.1
大阪府	吹田市	公営企業型	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.4.1	
	泉佐野市	公営企業型	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.4.1	
	東大阪市	公営企業型	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	H28.10.1	
兵庫県	明石市	公営企業型	地方独立行政法人明石市立市民病院	H23.10.1	
	加古川市	公営企業型	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.4.1	
岡山県	新見市	大学	公立大学法人新見公立大学	H20.4.1	
広島県	尾道市	大学	公立大学法人尾道市立大学	H24.4.1	
	府中市	公営企業型	地方独立行政法人府中市病院機構	H24.4.1	
山口県	下関市	大学	公立大学法人下関市立大学	H19.4.1	
		公営企業型	地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.4.1	
	山陽小野田市	大学	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	H28.4.1	

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立年月日
市区町村	大牟田市	公営企業型	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.4.1
	筑後市	公営企業型	地方独立行政法人筑後市立病院	H23.4.1
	芦屋町	公営企業型	地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.4.1
	鞍手町	公営企業型	地方独立行政法人くらて病院	H25.4.1
	川崎町	公営企業型	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1
	長崎市	公営企業型	地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.4.1
	佐世保市	公営企業型	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1
		公営企業型	地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	H28.4.1
	宮崎市	大学	公立大学法人宮崎公立大学	H19.4.1
	西都市	公営企業型	地方独立行政法人西都児湯医療センター	H28.4.1
一部事務組合・広域連合	那覇市	公営企業型	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1
	北海道 函館圏公立大学広域連合 (2市1町)	大学	公立大学法人公立はこだて未来大学	H20.4.1
	長野県 諏訪広域公立大学事務組合 (3市2町1村)	大学	公立大学法人公立諏訪東京理科大学	H30.4.1
	熊本県 地方独立行政法人 くまもと県北病院機構設立組合 (1市1町)	公営企業型	地方独立行政法人くまもと県北病院機構	H29.10.1
	沖縄県 北部広域市町村圏事務組合 (1市2町9村)	大学	公立大学法人名桜大学	H22.4.1

※特定地方独立行政法人

区分	対象業務	大学	公営企業型	試験研究	社会福祉	合計
都道府県		48	21	10	1	80
指定都市		8	8	1		17
市町村		16	25			41
一部事務組合・広域連合		3	1			4
合計		75	55	11	1	142

企画官	補佐官等	事務官等
外官	外	外

法務省矯成第 119 号

平成 31 年 1 月 18 日

正法

殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（平成 30 年 12 月 26 日付け）については、
本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
料金受取人払 切手 82 円分使用	
起案者発送 / 月 21 日	

平成30年12月26日

法務省矯正局成人矯正課長 殿

入所刑務所等の回答依頼について（依頼）
業務上必要につき、理由の追及を求めたところ、別紙が送付されたもの

本籍

氏名

生年月日

について刑務所への服役事実の有無。服役事実があれば、

- 1 入所刑務所及び入所年月日
- 2 服役期間
- 3 刑終了（出所予定日）
- 4 その他参考事項

を調査の上、回答願います。

本件担当

電話番号

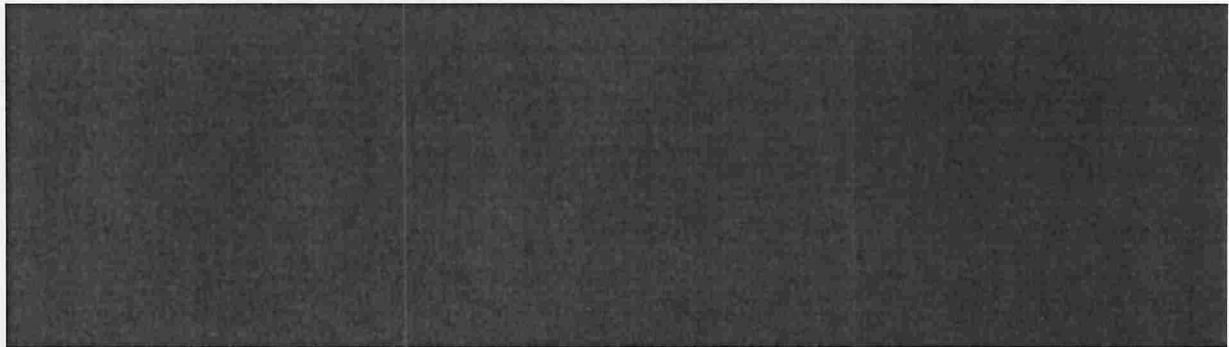
(内線)

法務省
矯正局

30.12.27

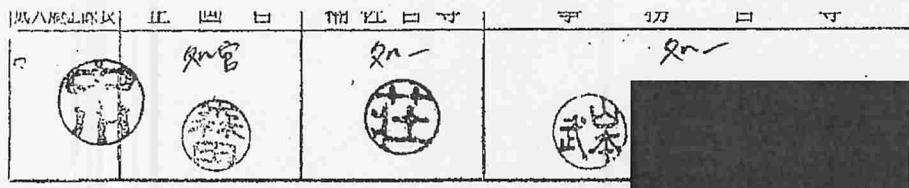
第 2073 号

別紙



6

6



本書のとおり、回答いたい。

法務省矯成第 868 号

平成 31 年 3 月 29 日

司法

殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（平成 31 年 2 月 15 日付け）については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
料金受取人払 切手 82 円分使用	
起案者発送 4 月 / 日	

平成31年2月15日

法務省矯正局
成人矯正課長様

在監場所について（照会）

【照会理由】

【照会事項】

下の事項についてご回答ください。

- 1 [REDACTED] は現在服役中ですか。
- 2 服役中であるとすれば、収容施設はどこですか。

企画官	補佐官等	事務官等	
父	母	父	母

指のとみ) 四谷(1)

法務省矯成第 945号

平成31年4月8日



法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記(平成31年3月15日付け)について
は、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留	簡易書留	速達	特定記録	レターパック	確認
料金受取人払	切手	円分使用			
起案者発送 4月 9 日					

照会番号 ([REDACTED])

平成31年3月15日

法務省矯正局成人矯正課 御中

[REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

[REDACTED] 弁護士会 [REDACTED]

会長 [REDACTED]

(2) 弁護士法第23条の2に基づく照会

当会所属会員 [REDACTED] から弁護士法第23条の2第1項（弁護士法人については同法第30条の21により準用）に基づき照会の申出がありました。

つきましては、同条第2項に基づき照会いたしますので、誠にお手数ですが、別紙照会事項につき、同封いたしました回答書ならびに返信用封筒を御利用のうえ御回答ください。回答書は別途作成していただいても結構です。

回答の分量、大きさ等により返信用封筒の御利用が難しい場合や、本照会に関するお問い合わせ又はお申出がございましたら、御面倒をお掛けしますが、当会に御連絡くださいますようお願いいたします。

(2) なお、照会事項について御不明な点がございましたら本件申請人にお問合せください。

記

申請人 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

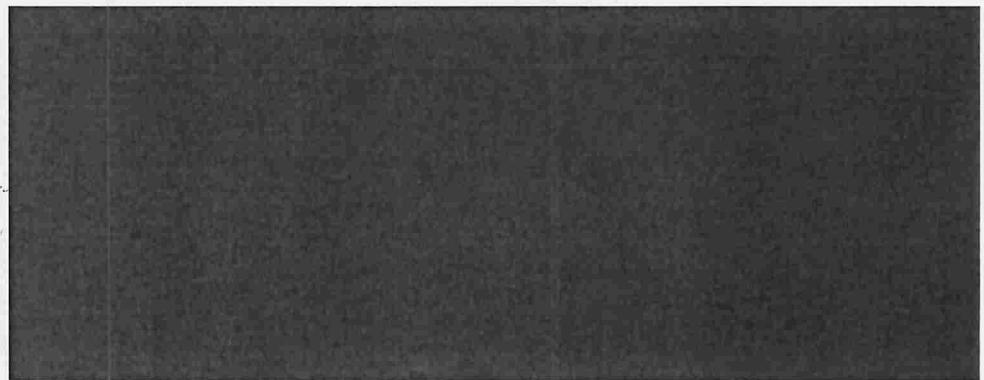


受任事件の表示

1 依頼者名

2 相手方名

3 事件名

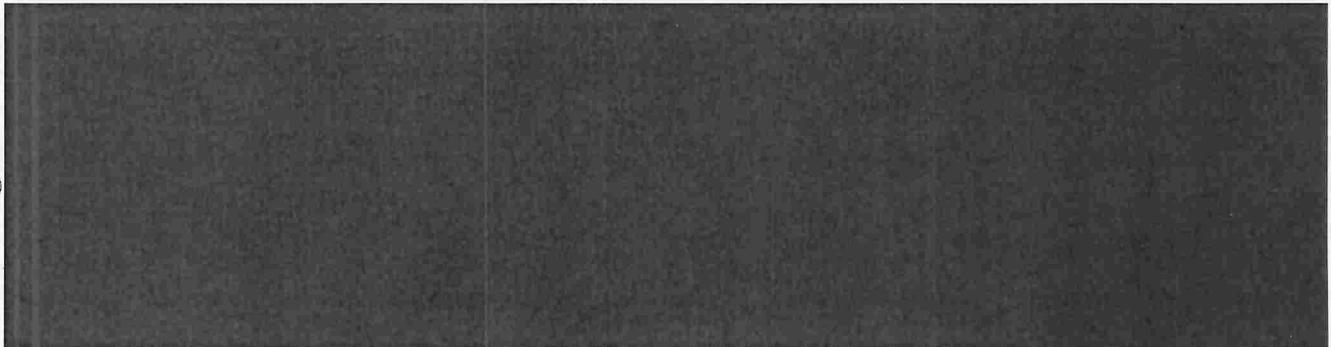


※争訟中の場合には係属官庁・事件番号、
準備中の場合にはその旨も記入して下さい。

4 事件における依頼者の立場（原告、被告その他）



照会を求める理由



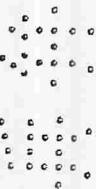
照会事項

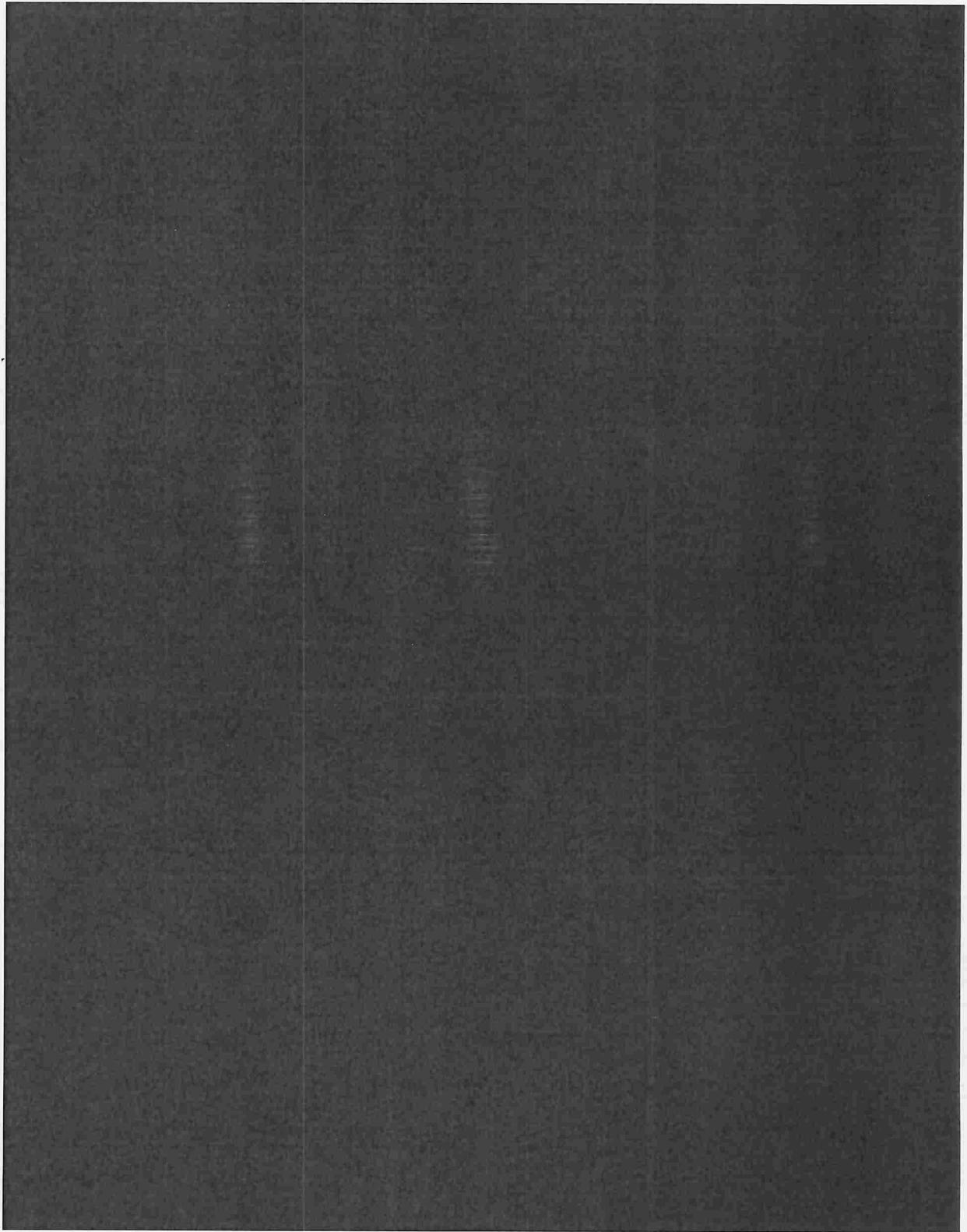
氏名
住所
本籍
生年月日

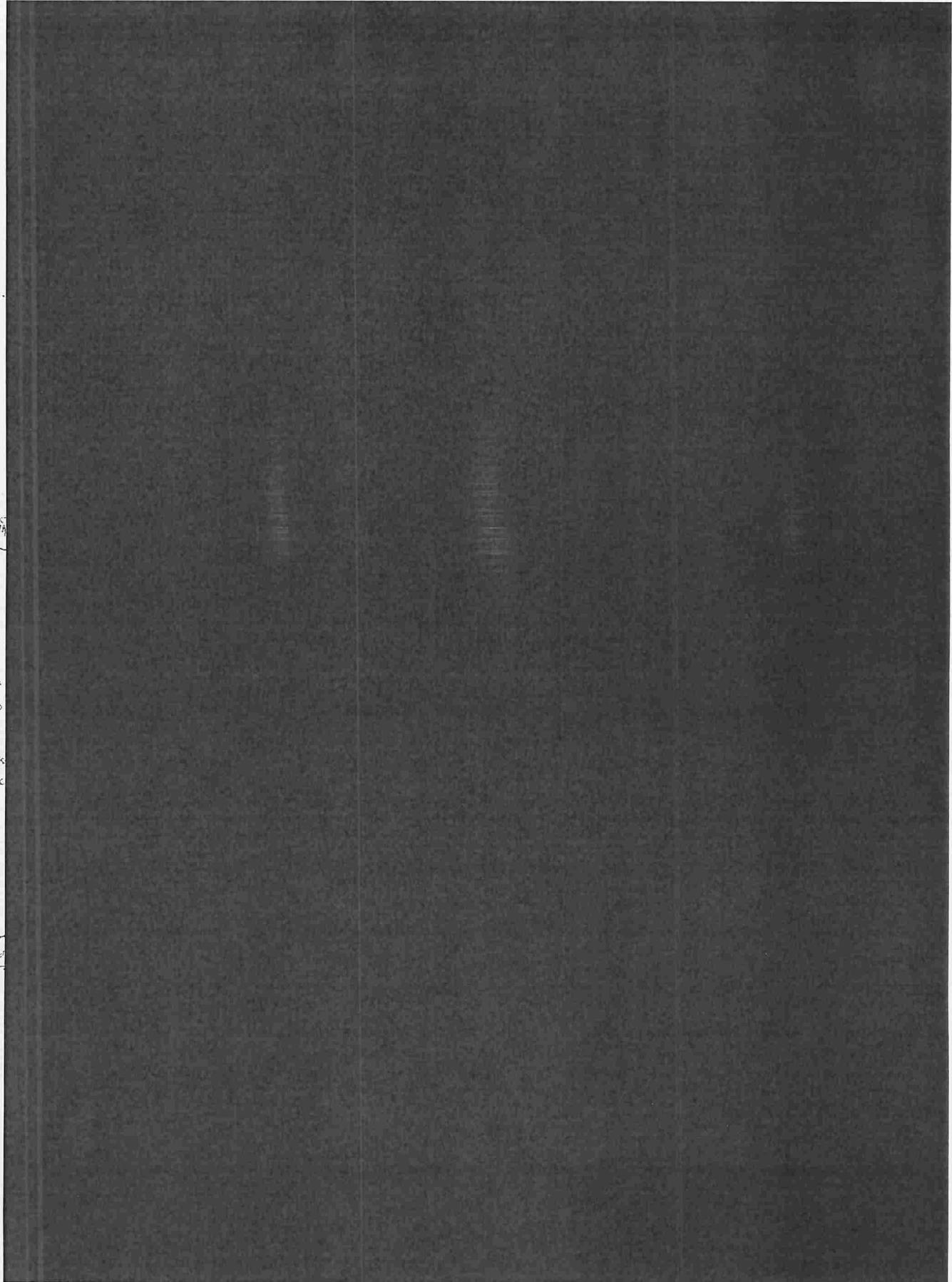


上記の者について、以下の事項についてご回答下さい。

「上記の者が過去に在監していた収容施設及び在監期間」







成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted] (1) 回答(1)

法務省矯成第988号

平成31年4月16日

殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記(平成31年2月28日付け [Redacted])については、
本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留	簡易書留	速達	特定記録	レターパック	確認
料金受取人払	切手	82円分使用			
起案者発送	4月19日				

平成31年2月28日

法務省矯正局成人矯正課 御中

在監照会について（依頼）

○ 標記の件について、下記のとおり在監照会をいたします。

記

- 1 氏名 :
- 2 生年月日 :
- 3 住所 :
- 4 理由 :

- 6 根拠資料 :

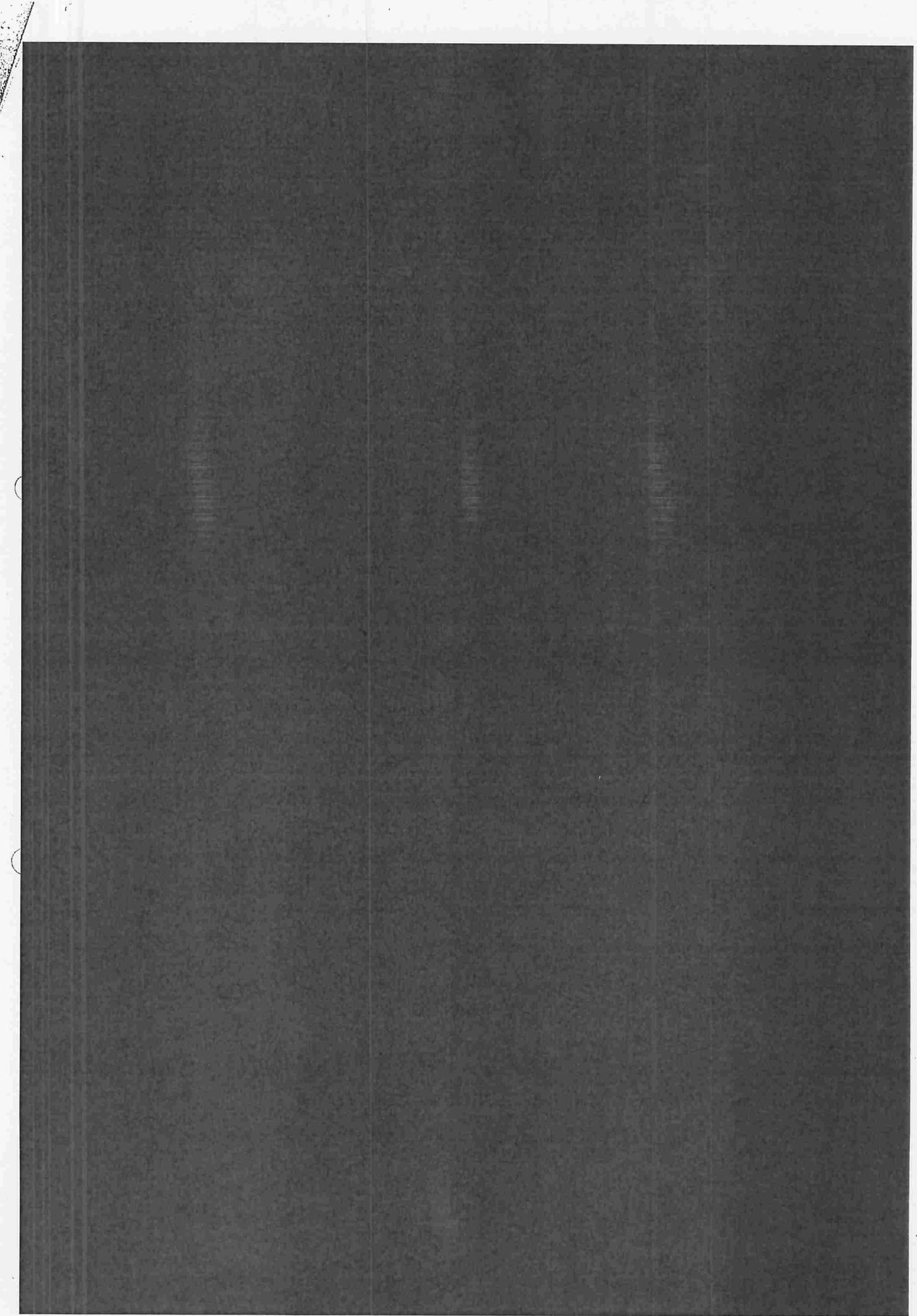
【問い合わせ先】

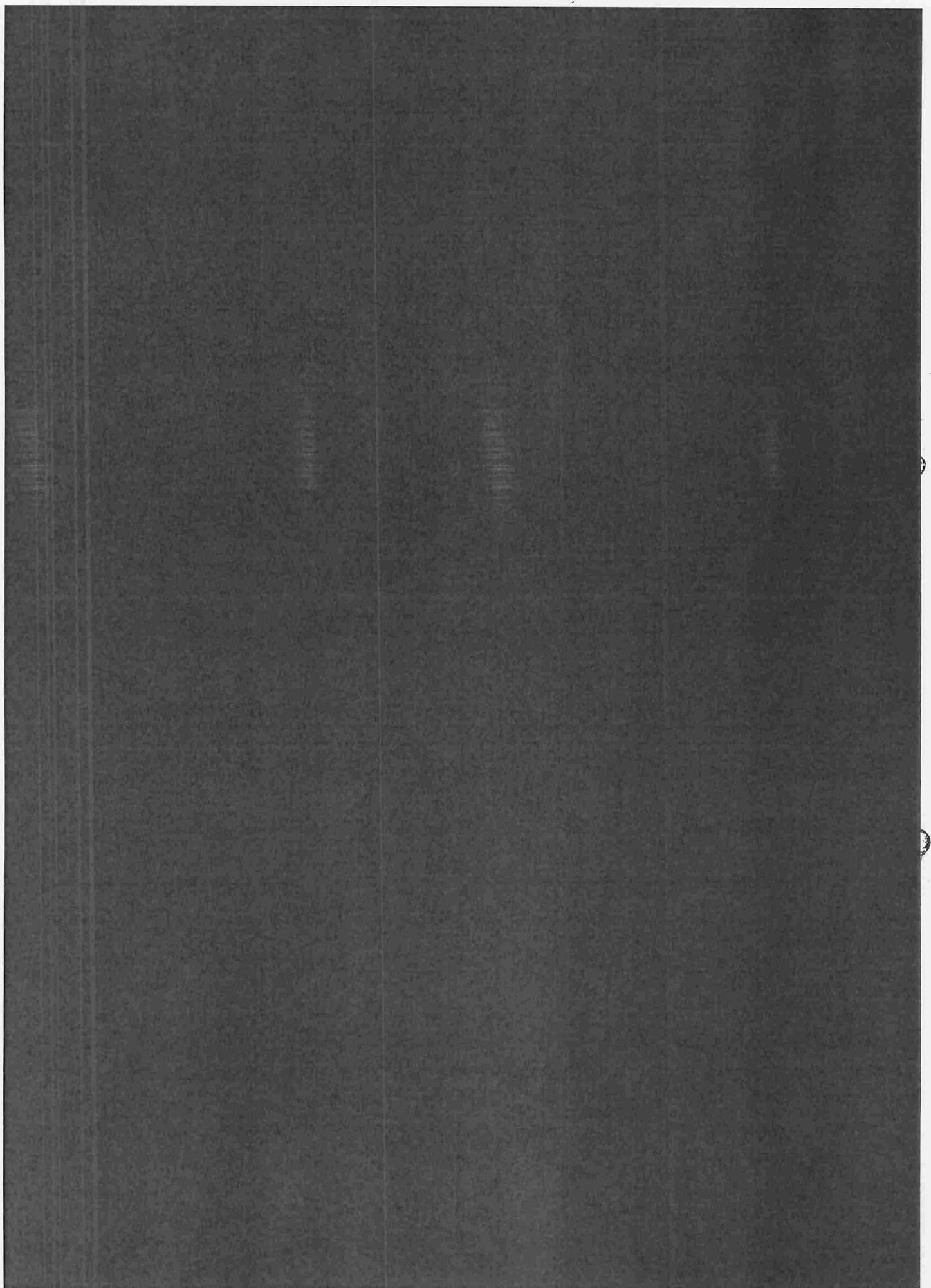
担当

電話

（内線 □□）







成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
(処官)	(処1)	(処1)	(処1)

本書のとおり回答したい

電子決裁回付中

法務省矯成第 740号
令和元年 7月 22日



法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（令和元年6月11日付け [REDACTED]）については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
料金受取人払 切手/20円分使用	[REDACTED]
起案者発送 7月25日	[REDACTED]

令和元年 6月 11日

法務省 矯正局 成人矯正課 御中

弁護士会

会長

回答ご依頼

本会は、本会所属会員 [REDACTED] 弁護士からの照会申出を、審査の結果適當と認めて、弁護士法23条の2に基づき照会いたします。

つきましては、ご多忙中まことに恐縮ですが、別紙照会事項につき、なるべく速やかに本会宛に書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご調査に日時を要するときは、その旨をご一報下さい。

また、ご回答につき、コピー代などの実費を要するときは、ご回答書とともに振込先口座番号明示の上、ご請求ください。本会より後日お送りいたします。

本照会は弁護士法23条の2に基づく照会であり、次の条項に定める「法令に基づく場合」と解されています。即ち、これらの法律に定める個人情報の利用者提供に関する制限規定の適用が除外されています。

①行政機関等

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第1項

②独立行政法人等

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条第1項

③民間の個人情報取り扱い事業者

「個人情報の保護に関する法律」第23条第1項第1号

弁護士法23条の2

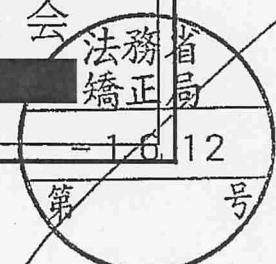
1. 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める 것을申し出ることができます。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適當でないと認めるときは、これを拒絶することができます。

2. 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができます。

回答送付先 [REDACTED]

弁護士会

電話 [REDACTED]



令和元年6月10日

弁護士会

会長

殿

住 所

申出会員

電話番号

FAX番号

照 会 の 申 出

私が受任した後記の事件につき、後記照会先に照会して、照会事項について報告を求められますよう弁護士法第23条の2に基づき申し出ます。

【依頼者の氏名】

【照会先の表示】

住 所 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

照会先名称 法務省矯正局成人矯正課

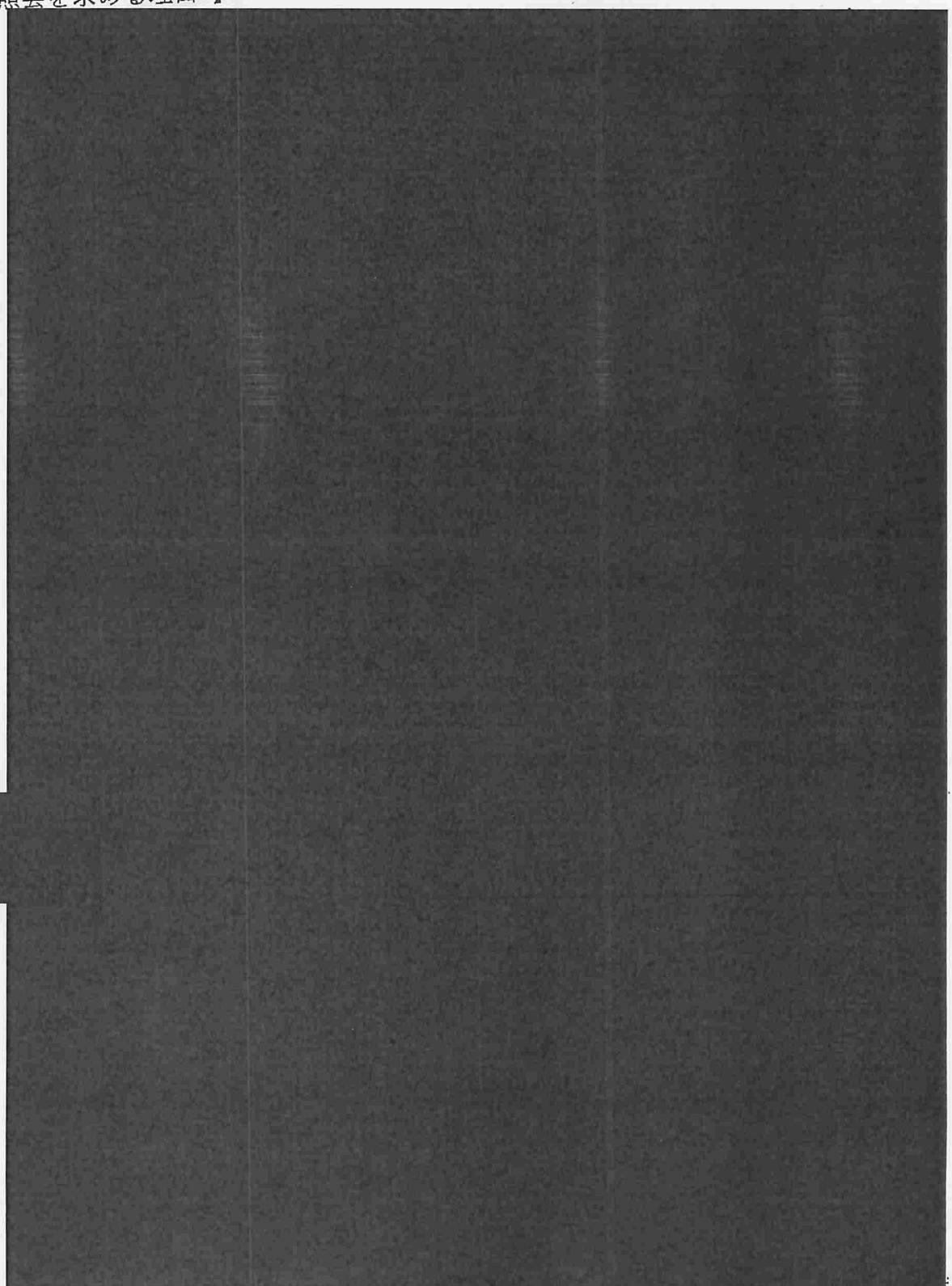
電 話 03-3580-4111

【照会事項】

別紙のとおり。

記

【 照会を求める理由 】



【受任事件の表示】

([REDACTED])

事件番号

事件名

当事者

【相手方代理人弁護士の有無・事務所名・所属弁護士会・氏名】

相手方代理人弁護士 [REDACTED]

事務所名

所属弁護士会

氏名

【参考事項】

なし。

【添付資料】

以上

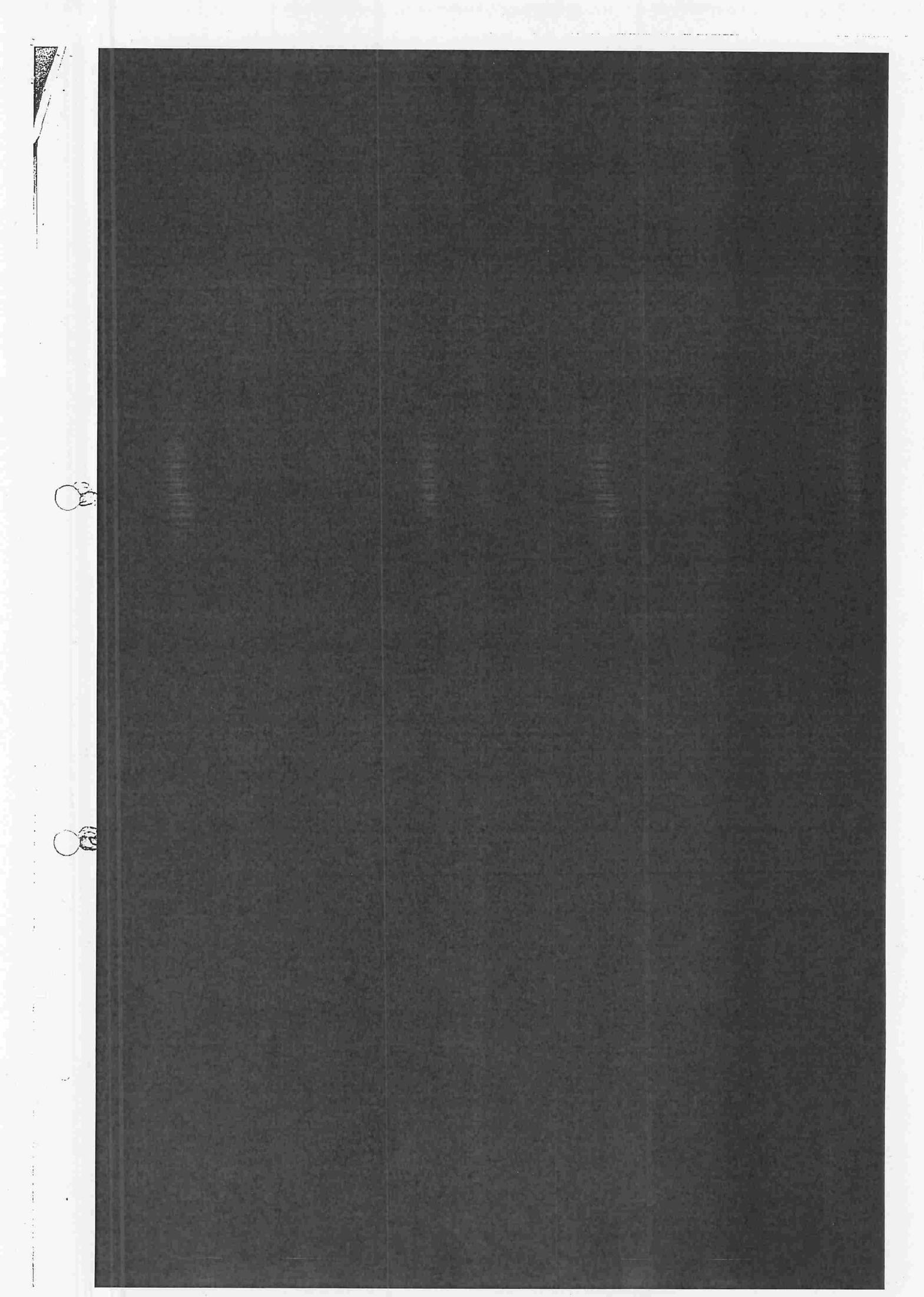
別紙

【照会事項】

[REDACTED]について、以下の事項をご回答下さい。

- 1 上記の者は現在服役中ですか。
- 2 服役しているとすればその収容施設はどこですか。
- 3 釈放されているとすれば釈放された年月日と帰住先をご回答下さい。

以上



成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
	(処官)	(処1)	(処1)

本書のとおり回答いたい

電子決裁回付中

(電子は決裁了となております)

法務省矯成第 120 号
令和元年 9 月 19 日

殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（令和元年 7 月 17 日付け [REDACTED]）については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
料金受取人払 切手 82 円分使用	[REDACTED]
起案者発送 9 月 25 日	

令和元年7月17日

法務省矯正局
成人矯正課長様

在監場所について（照会）

【担当課】

【債権の種類】

【債権の発生経緯】

【照会の根拠法令】

【その他】

担当
(直通)

法務省
矯正局

-1.7.19

第424号

成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
(処官)	(処1)	(処1)	(処1)

本書の(おり)回答いた。

電子決裁回付中
(電子は決裁了となっております)

法務省矯成第 1202号
令和元年 9月 19日

弁護士監査長 殿

法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記（令和元年7月18日付け）については、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留 簡易書留 速達 特定記録 レターパック	確認
料金受取人払 切手 82 円分使用	
起案者発送 9月25日	

令和 元年 7月 18日

法務省 矯正局 成人矯正課 御中

弁護士会
会長

回答ご依頼

本会は、本会所属会員 [REDACTED] 弁護士からの照会申出を、審査の結果適當と認め
て、弁護士法23条の2に基づき照会いたします。

つきましては、ご多忙中まことに恐縮ですが、別紙照会事項につき、なるべく速やか
に本会宛に書面にてご回答くださいますようお願ひいたします。

なお、ご調査に日時を要するときは、その旨をご一報下さい。

また、ご回答につき、コピー代などの実費を要するときは、ご回答書とともに振込先
口座番号明示の上、ご請求ください。本会より後日お送りいたします。

本照会は弁護士法23条の2に基づく照会であり、次の条項に定める「法令に基づく
場合」と解されています。即ち、これらの法律に定める個人情報の利用者提供に関する
制限規定の適用が除外されています。

①行政機関等

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第1項

②独立行政法人等

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条第1項

③民間の個人情報取り扱い事業者

「個人情報の保護に関する法律」第23条第1項第1号

弁護士法23条の2

1. 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団
体に照会して必要な事項の報告を求めるなどを申し出ることができる。申出があった
場合において、当該弁護士会は、その申出が適當でないと認めるときは、これを拒絶
することができる。

2. 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要
な事項の報告を求めることができる。

回答送付先

弁護士会

電話

法務省
矯正局

- 1.7.22

第 441 号

令和元年 7月17日

弁護士会

会長 殿

住 所

申出会員

TEL

FAX

照会の申出

私が受任した後記の事件につき、後記照会先に照会して、照会事項について報告を求められますよう弁護士法第23条の2に基づき申し出致します。

【依頼者の氏名】

【照会先の表示】

住 所 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1-1

照会先名称 法務局矯正局成人矯正課

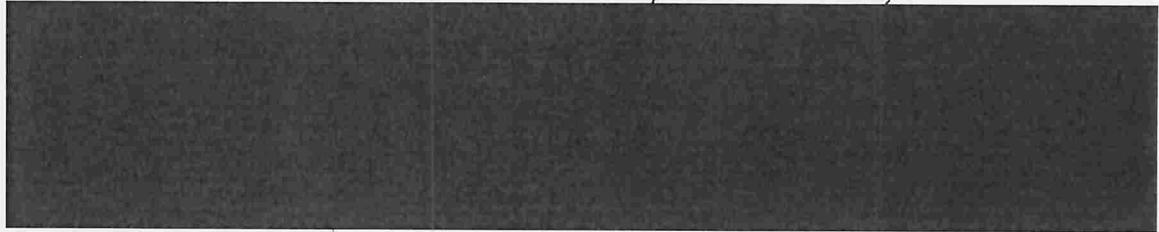
電 話 03-3580-4111

【受任事件の表示】

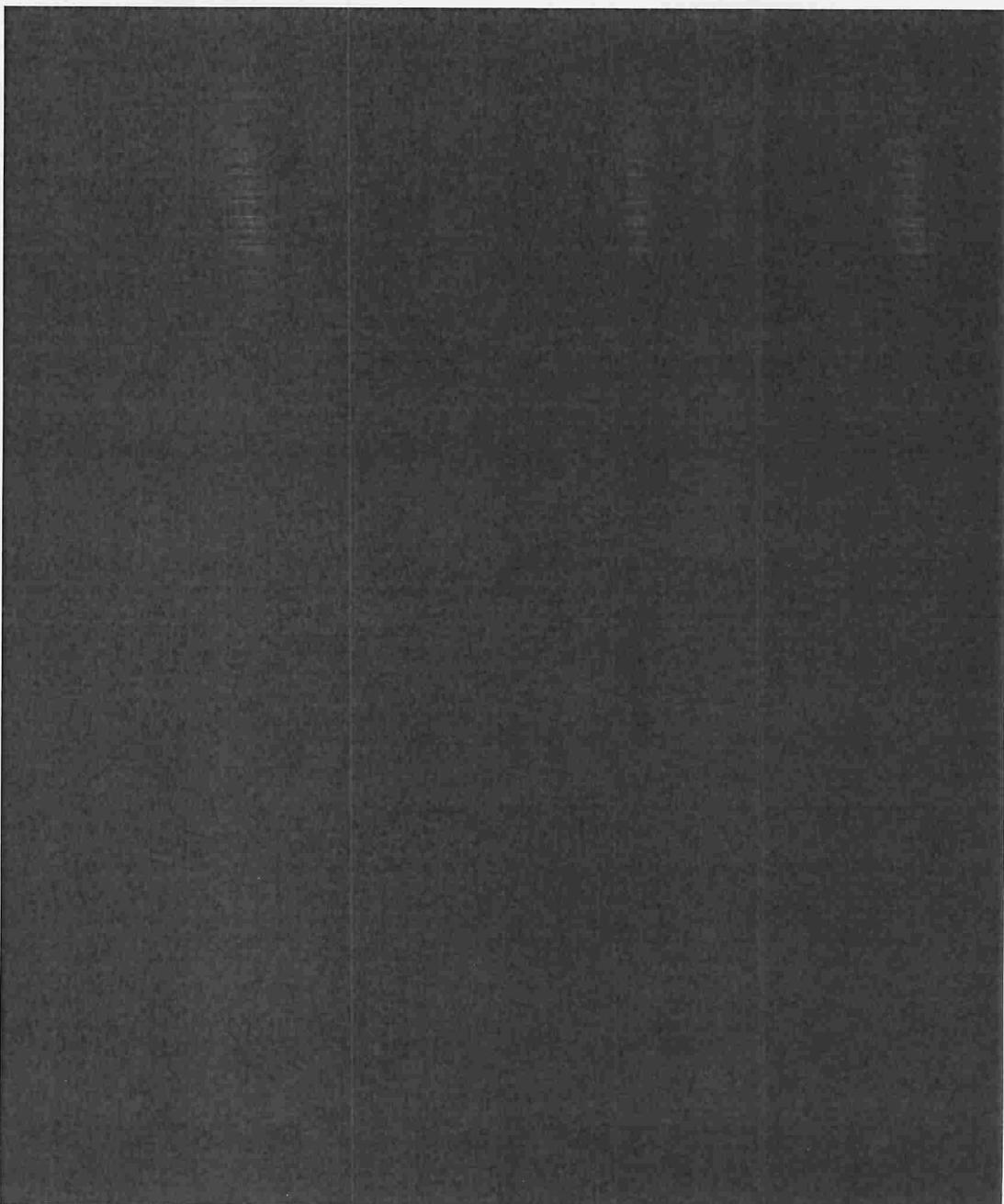
【相手方代理人弁護士の有無・事務所名・所属弁護士会・氏名】

相手方代理人弁護士

【照会事項】



【照会を求める理由】



✓

Q

Q

成人矯正課長	企画官	補佐官等	事務官等
(処官)	(処1)	(処1)	(処1)

本書のとおり回答したい
(追加調査・資料の送付待ちで
処理に時間を要したものです)

電子決裁回付中

法務省矯成第 661 号
令和 2 年 3 月 16 日



法務省矯正局成人矯正課長

照会について

標記(2020年1月28日付け)について
にて、本件照会を求める理由では回答いたしかねますので、御了承願います。

書留	簡易書留	速達	特定記録	レターパック	確認
料金受取人扱		切手	円分使用		
起案者発送	3月17日				

照会日 2020年01月28日

法務省 矯正局成人矯正課 課長様

弁護士
会長

弁護士法第23条の2に基づく照会

当会所属 [REDACTED]からの、弁護士法第23条の2に基づく照会請求に関する申出を、本会は適当と認め、貴所にご照会申し上げます。

ご繁用のところ誠に恐縮ですが、別紙照会事項について、なるべく速やかにご報告下さいますようお願い申し上げます。なお、回答書は、そのまま照会申請弁護士に交付するのでご留意下さい。

(返信用簡易書留封筒を同封します。回答に特別の費用を要する場合、本会まで予めご連絡下さい。
回答書作成料等の請求書の宛名は、当会宛ではなく、照会申請弁護士宛でお願いします。)

◎ 参考条文

弁護士法第23条の2（報告の請求）

- 1項 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める事を申出ができる。申出のあった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。
- 2項 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

個人情報の保護に関する法律

2005年4月に施行された個人情報の保護に関する法律との関連で、弁護士会照会は、「法令に基づく場合」（目的外使用については第16条3項1号、第三者提供については第23条1項1号）として本人の同意なく、個人情報を開示・提供できる場合にあたると解されています。

【問い合わせおよび回答送付先】

事務局 [REDACTED] TEL [REDACTED]

事務局通信欄



令和2年1月23日

弁護士会会長殿

事務所所在地

電話

弁護士会所属・登録番号

弁護士

照会申出書

私は、弁護士法第23条の2第1項に基づき、次のとおり照会の申出をいたします。

1. 照会先（公務所又は公私の団体）

所在地 〒100-8977
東京都千代田区霞が関1-1-1

名 称 電 話 03-3580-4111
法務省 矯正局成人矯正課 課長

2. 受任事件

当事者

※ 照会申出弁護士の依頼者名の頭には○を付けてください。

※ [] 内には、原告・被告等、当事者の地位を必ず記載してください。

事 件

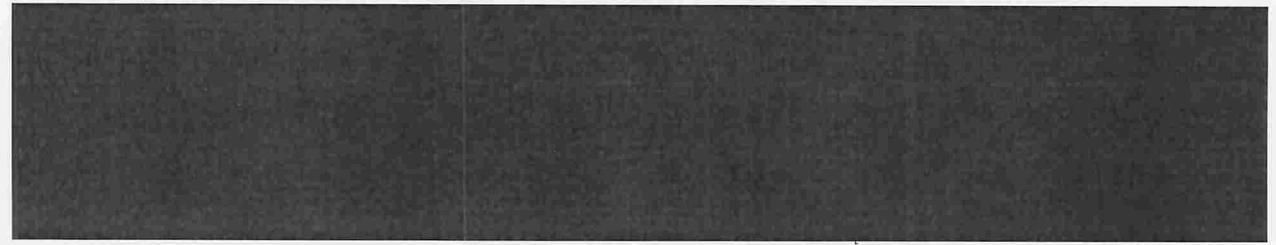
(1)係属官庁及び事件番号

(2)事件名

(3)事件の概要・受任内容等

※ (2) 事件名、(3) 事件の概要・受任内容等については、それぞれ事件を特定するために必要な事項（予定される事件名、事件の概要等）を記載してください。

3. 照会を求める理由 ((1)争点、(2)証明しようとする事実、(3)照会を求める事項と証明しようとする事実との関連等を、守秘義務及び関係者のプライバシー等との関係で差し支えない範囲で、具体的かつ簡潔に記載してください。)



4. 照会を求める事項

別紙照会事項書のとおり。（できるだけ一問一答式にしてください。）

5. 照会申出書の送付・不送付

この申出書の写しを照会先に送付することは(差し支える・差し支えない)。

(どちらかに必ず○)

(1) 差し支える場合は、上記2、3の事項を差し支えない範囲で、別紙照会事項書に改めて記載してください。

(2) 差し支える場合は、その理由を記載してください。

※照会申出書の写しを照会先に送付しても差し支えない場合は、(2)の記載は必要ありません。

東照第

号

照 会 事 項 書

本会員の次の受任事件について照会を求める事項は、下記のとおりです。
(下記1・2は、照会申出書の写しを照会先に送付することは差し支えるという場合のみ、差し支えない範囲でご記入ください。)

記

- ### 1. 受任事件

(1) 当事者

(2) 事件の概要等

- ## 2. 照会を求める理由

※ 本件照会内容についての問合せ先

登録番号

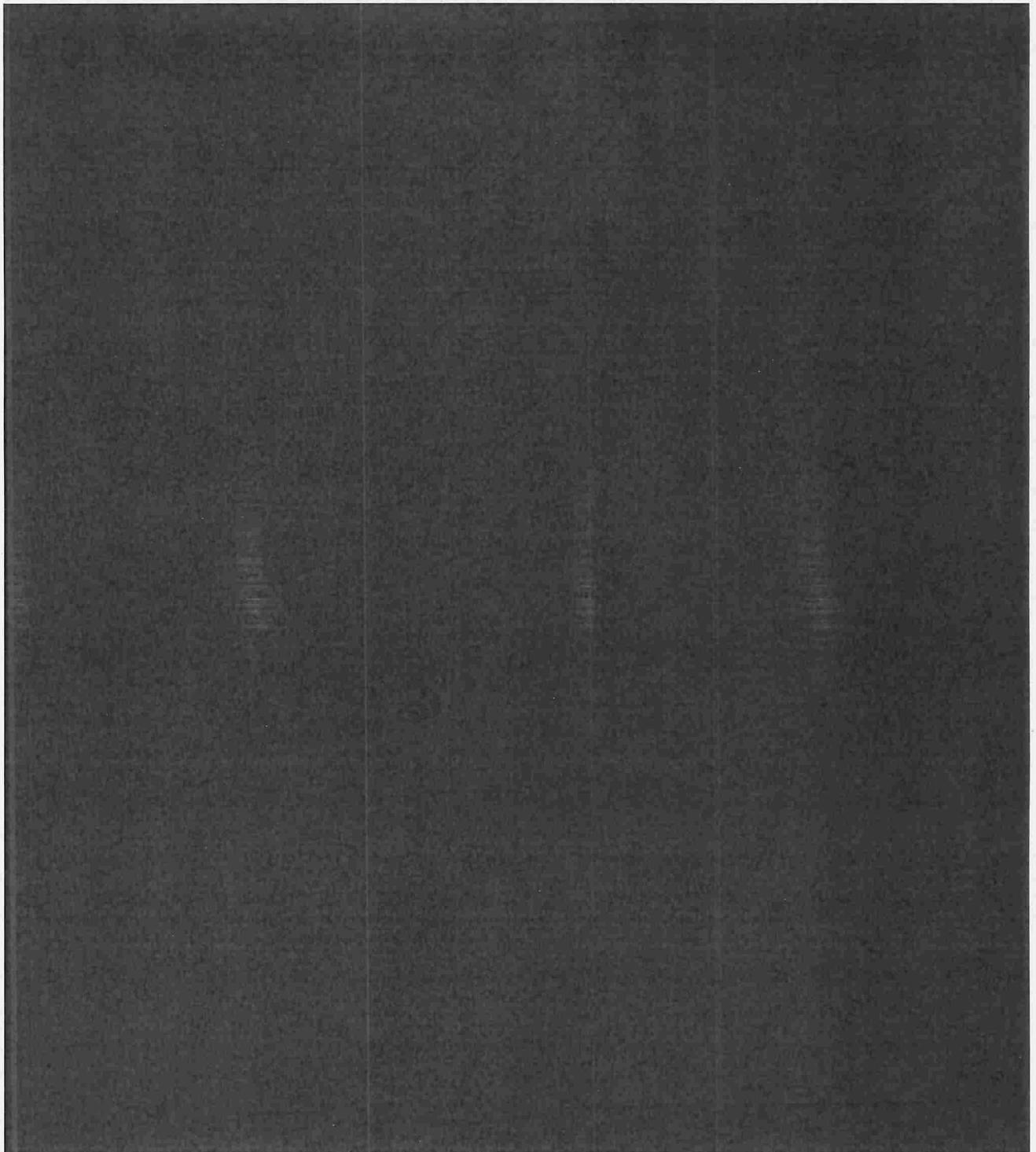
照会申出弁護士

電 話

迄お願いします。

照 会 事 項

上記受刑者が収容されている刑務所名をご教示ください。



(8)

(9)